

JRからの 過激派・革マル派の 追放にご協力を!

JR連合は、JRから革マル派を一掃し、
国民の皆様安心して利用して頂ける鉄道を
つくるために取り組んでいます。
この問題の実態をご理解いただき、
皆様のご支援、ご協力をお願いします。



日本鉄道労働組合連合会(JR連合)

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町1-8-10 東興ビル9階
電話:03-3270-4590
Eメール:honbu@jrtu.jtuc-rengo.jp
ホームページ:http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO/

追放にご協力を！ JRからの過激派・革マル派の

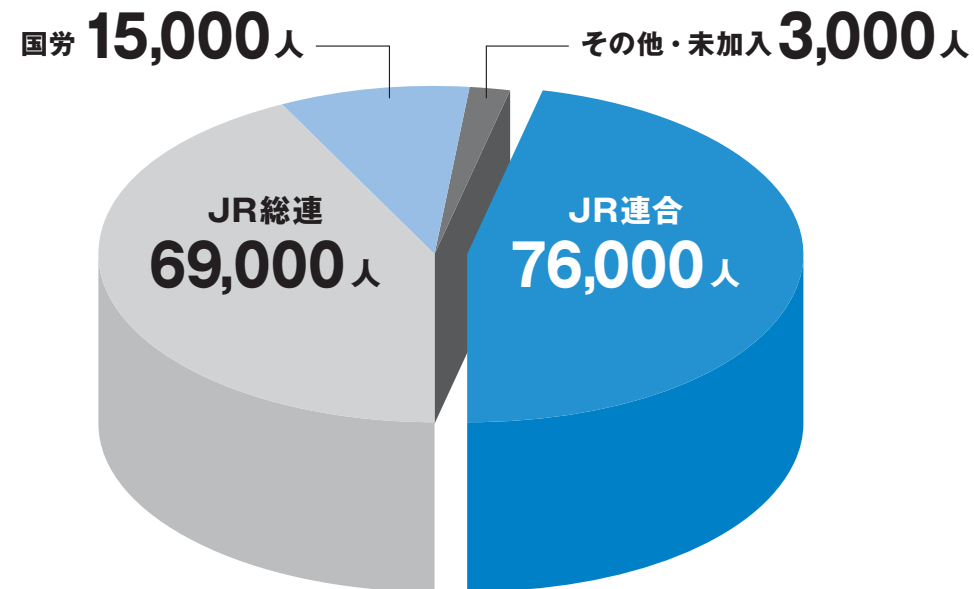
国の治安を脅かす反社会集団の浸透を 放置してはなりません

私たちは、JRグループで働く仲間7万6千名で組織する、JR最大の労働組合のJR連合（日本鉄道労働組合連合会）です。

現在の日本において、暴力的な共産主義革命を指向する反社会集団である過激派・革マル派が、JRをはじめ、社会の各界各層に浸透を深めていることをご存知でしょうか。

JRには、私たちJR連合（7.6万名）のほか、JR総連（6.9万名）、国労（1.5万名）の、大別して三つの労働組合が存在しています。このうち、JR総連は、JR東日本の最大労組であるJR東労組を中心に組織されていますが、政府や警察は、かねてより繰り返し、過激派・革マル派がJR総連・JR東労組に相当浸透し、組織を支配していると指摘してきました。私たちJR連合は、この事態を深刻に受け止め、鉄道の安全問題として、さらには国家の治安問題の観点から、その解決にむけて取り組むとともに、各方面にも理解と協力を訴えてきました。

JR内組合別組織人員



厚生労働省「2008年度労働組合基礎調査」等による。

残念ながら現在、JRの労働組合は三極構造となっていますが、
私たちはJR労働者のJR連合への総結集を目指しています。

政府は「JR総連・JR東労組に 革マル派が相当浸透」と明言！

「JR革マル問題」が本格的に顕在化したのは1999年です。公安調査庁は、同年1月発行の年次報告書『内外情勢の回顧と展望』で、「JR東労組の本部・地本大会で革マル派系労働者多数が執行部役員に就任し、浸透が一段と進んだ」と述べました。また、警察庁もこの年「過激派集団革マル派～見えてきたその正体～」と題する広報誌「焦点(258号)」を発行し、JRへの革マル派の浸透に対して警鐘を鳴らしました。警察は、1996年以降、革マル派の非公然アジト15箇所を摘発し、JR総連・JR東労組内における革マル派組織の存在を確認するなど、同派がJRに相当浸透している実態を解明してきました。そして、2000年11月の山下八洲夫参議院議員（民主党）の質問を皮切りに、国会でもこの問題が繰り返し取り上げられ、政府や警察は、その都度、JR総連・JR東労組への革マル派の浸透を明確に答弁しています。

山下議員提出の質問主意書に対し、2006年5月12日に出された小泉首相名による「政府答弁書」の一部を以下に紹介します。政府はこの中で、JR総連・JR東労組における革マル派の動向に重大な関心を払っている姿勢を明らかにしました。

日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派（以下「革マル派」という。）は、共産主義革命を起こすことを究極の目的としている極左暴力集団であり、約5,400人の活動家等を擁しているとみている。革マル派は、他の極左暴力集団と比較しても非公然性が極めて強い組織であり、これまでも、火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和47年法律第17号）違反事件や対立するセクトとの間での殺人事件等、多数の刑事事件を引き起こしているところである。

革マル派は、現在、将来の共産主義革命に備えるため、その組織拡大に重点を置き、周囲に警戒心を抱かせないよう党派性を隠して基幹産業の労働組合等各界各層への浸透を図っており、例えば、全日本鉄道労働組合総連合会（以下「JR総連」という。）及び東日本旅客鉄道労働組合（以下「JR東労組」という。）内において、影響力を行使し得る立場に革マル派活動家が相当浸透していると見られるところである。

このため、警察としては、JR総連及びJR東労組という公共交通機関の労働組合における革マル派の動向について、公安の維持の観点から重大な関心を払っている。

「革マル派」とは（警察庁広報誌「焦点」などから要約）

革マル派は、正式名称を「日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派」といい、1963年2月、中核派と分裂して組織された、暴力による民主主義体制の破壊を目指す過激派集団。思想的にはマルクス、レーニン、トロツキーの革命理論を基礎としており、「帝国主義打倒、スターリン主義打倒」を掲げ、東西冷戦終焉後もプロレタリア世界革命及びその一環としての日本革命を目指している団体です。2006年の政府答弁書では5,400人（2001年の国会での政府答弁では1,000人程度がJR関係者）とされています。

昭和30年代後半から他党派との間で「内ゲバ」（武装した党派間の闘争）を繰り返し、多数の死傷者を出すなど、昭和50年代頃まで陰湿なゲリラ事件を次々と引き起こしていましたが、最近では、表面上暴力性を隠して、組織拡大に重点を置き、各界各層への浸透を図る戦術をとっています。革マル派は閉鎖性、秘匿性が強いほか、排他性も強いのも特徴です。党派性を隠して基幹産業の労働組合等に潜入工作を進めていると言われ、政府は、JR総連・JR東労組にも相当浸透し、影響力を行使していると繰り返し指摘してきました。

都内早稲田に構える「解放社本社」などを表向きの拠点として活動していますが、非公然・非合法活動を伴う裏の活動は、全国に点在する非公然アジトを拠点として展開しています。

今も警察は革マル派の違法行為を懸念し JR総連・JR東労組内の動向を注視!

さらに、政府答弁書では、「革マル派は、労働運動を通じた組織の維持及び拡大を図るため、JR総連又はJR東労組と対立する労働組合及び旅客鉄道株式会社の関係者に対する住居侵入等の違法行為を伴う調査活動を行うこと等が懸念される」とも答えています。最近でも警察は、2009年2月発行の広報誌「焦点(277号)」に以下の通り記載しています。

革マル派が相当浸透しているとみられるJR総連・JR東労組は、本年(2008年)を「反転、攻勢」の年と位置付け、組合員を大量に動員し、JR東労組の組合員らによる組合脱退及び退職強要事件(浦和電車区事件)やJR東海労役員による窃盗事件の被告人への支援活動に取り組み、11月1日には約4,300人を動員して都内でデモを実施しました。JR東労組は、自治体の議会が採択する「取調べの可視化の実現を求める意見書」に「強要事件は冤罪である」などと主張する文言を盛り込むことを企図して、JR東労組と関係を有する各級議会議員に働き掛けを行いました。

革マル派は、今後、死亡した黒田寛一前議長の「遺志」の継承を訴えながら、大衆運動及び労働運動に取り組み、組織の維持・拡大を図るものとみられます。また、対立する組織・個人の動向を把握するために違法な調査活動を行ったり、JR総連、JR東労組等に浸透する過程において違法行為を引き起こすことが懸念されます。

警察は、このように革マル派が違法行為を引き起こすことに懸念を示し、今なお、治安の観点から革マル派とJR総連・JR東労組の動向をいっそう厳しく注視していることは明らかです。



警察庁広報誌「焦点」過激派集団革マル派～見えてきたその正体～(1999年、258号)

JR総連・JR東労組への 革マル派浸透を示す多数の状況証拠!

政府や警察が繰り返し警鐘を鳴らしているように、JR総連・JR東労組に革マル派が相当浸透していることを示す状況証拠は多数あります。

内ゲバで血塗られた歴史を持つJR総連!

JRへの革マル派の浸透は、国鉄改革時より指摘され、懸念されてきた問題です。例えば、1980年から1995年にかけて、国鉄・JRでは、過激派間の抗争である内ゲバ事件が18件(警察発表)発生し、7名の死者と多数の重傷者を出しています。被害者はすべて国鉄時代の「動労」または「真国労」の出身者で、JR総連やJR東労組の役員や関係者ばかりです。そして、いずれも革マル派と敵対する「中核派」や「革労協」が犯行を自認し、襲撃された者を革マル派活動家と断定して、犯行声明を発表しています。

これほど凄惨な内ゲバの暗い歴史を抱えている労働組合など、JR総連以外にはなく、多くの役員が命を狙われる組織が、普通の労働組合だとは言えません。なお、革マル派とJR総連・JR東労組は「権力の謀略」「絶対に捕まることのない何者かによる犯行」などと述べ、今なお、内ゲバであることを否定しています。



新聞記事(1998年10月13日 朝日新聞、他)



新聞記事(1998年9月1日 毎日新聞)

【国鉄・JR関係の主要な内ゲバ事件】

| 発生日 | 被害者 | 役職名(当時) | 犯行声明 |
|---------------|-----------|------------------------|------|
| 1980年 9月 22日 | K. M (重傷) | 動労中央本部教宣部長(後のJR総連副委員長) | 革労協 |
| 1985年 11月 11日 | T. Y (重傷) | 動労中央本部書記 | 中核派 |
| 1986年 9月 1日 | M. M (死亡) | 真国労大阪地本書記長(他8名重軽傷) | 中核派 |
| 1987年 2月 23日 | S. M (重傷) | 動労中央本部副委員長(後のJR東海労委員長) | 中核派 |
| 1987年 5月 18日 | H. S (重傷) | JR東労組拜島運転区支部委員長 | 中核派 |
| 1987年 8月 29日 | S. M (重傷) | JR東労組千葉支部副委員長 | 中核派 |
| 1987年 10月 30日 | A. K (死亡) | JR東労組田端分会組合員 | 革労協 |
| 1988年 3月 3日 | M. M (死亡) | JR東労組高崎地本委員長 | 中核派 |
| 1989年 2月 8日 | K. K (死亡) | JR東労組水戸地本組織部長 | 中核派 |
| 1989年 12月 2日 | T. T (死亡) | JR総連総務部長 | 革労協 |
| 1991年 5月 1日 | Y. M (死亡) | JR東労組水戸地本組織部長 | 中核派 |
| 1993年 8月 27日 | N. T (死亡) | JR貨物労組役員(他1名重傷) | 革労協 |
| 1995年 11月 28日 | I. Y (重傷) | JR東労組情宣部長 | 中核派 |

このほかにも、革マル派は、機関紙「解放」などの発行物の中で、JR総連内への多数の活動家の存在に言及したり、JR総連前委員長やJR北海道労組前委員長をはじめ、JR総連関係者のペンネーム(秘密黨員名)を明らかにしてきたほか、革マル派の内部対立が原因とみられる同派によるJR総連関係者の拉致・監禁事件なども発生しました。また、JR東労組の元執行委員は、民事裁判の法廷で、JR総連・JR東労組内の「トラジャ」「マングローブ」などの秘密組織・勉強会の存在や、JR総連内で革マル派への多額のカンパが実施されてきたことと、JR総連前委員長らがこのカンパ金を集約していた実態も証言しました。なお、こうした秘密組織の存在については、国会での政府答弁によっても明らかにされています。

さらに、革マル派がJR労働界の動向に執拗に関心を示し、JR連合や国労などJR総連と対立する組織の関係者宅への盗聴、侵入などの違法行為を繰り返し行ってきたことも、彼らがJR総連・JR東労組への浸透、支配の維持、拡大がきわめて重要であるからこそだと考えざるを得ません。

「JRへの革マル派浸透問題」の解決にご協力ください!

JRは発足から22年が経過しましたが、過激派・革マル派がJR総連やJR東労組に深く浸透しているという深刻な事態は、国鉄改革の負の遺産として未解決のままです。

これまで、この問題は社会的にもタブー視されてきました。JR東日本の一部経営トップは、秘密会議で「あの連中にはアメ玉を喰わせ、時間をかけ、次第に牙がなくなるように対応し、ついには牙がなくなってしまう—というような遠大な計画がJR東日本の革マル派戦略だ」と述べたということですが、会社側の「事なかれ主義」によって、革マル派のJRへの浸透が進み、今なお、彼らの重要な拠点のひとつになっているのが実態です。

JRは、我が国の動脈を担う基幹産業であるとともに、国鉄改革の成果として誕生した社会的公共交通です。そのJRの中でも最大のJR東日本に革マル派が浸透し、影響力を行使しているという事実は、安全・安定輸送の観点からも絶対に放置しておくことはできない問題です。

JR連合は、JRから革マル派を一掃し、国民の皆さんに安心して利用して頂ける鉄道をつくるために取り組んでいます。

この問題の実態をご理解いただき、各位のご理解、ご支援をお願いする次第です。



JRへの革マル派浸透問題の実態を指摘する書籍や週刊誌の数々

詳細はJR連合ホームページをご覧ください!
<http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO/>

JR浦和電車区事件は悪質な犯罪です!

私たちは組合による暴力を許さず、安全で明るいJRの職場づくりに取り組んでいます

JR浦和電車区事件とは、2000年末から翌年夏にかけ、JR総連加盟のJR東労組に加盟していたJR東日本・浦和電車区の若手運転士であるYさんが、JR連合組合員と交遊したことなどを理由に、JR東労組浦和電車区分会の役員などから、繰り返し激しく糾弾、恫喝され、組合脱退、さらに会社退職に追い込まれた強要事件です。

JR東労組の役員である加害者の7名は2002年7月に逮捕、起訴されました。東京地裁は2007年7月に有罪判決を下し、JR東日本は、この判決を受け、同年8月、社員籍のある6名全員を懲戒解雇しました。さらに2009年6月には東京高裁での控訴審においても、一審判決を支持し控訴を棄却する有罪判決が再度下りました。被告側は、現在、最高裁へ上告中ですが、事実関係は明らかで、近いうちに結論が出されるものとみられます。

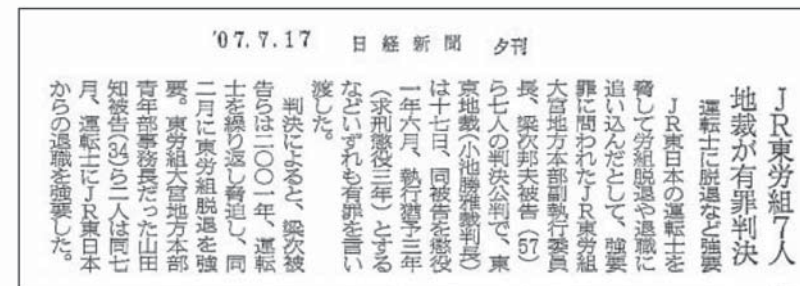


▲ 事件の舞台となったJR東日本・浦和電車区。首都圏の大動脈のひとつである京浜東北線の運転業務や車両の修繕業務を担当している。

糾弾・脅迫行為を「正当な組合活動」と強弁するJR総連・JR東労組

今、JR総連・JR東労組は、JR浦和電車区事件を最大の運動課題として位置づけ、「正当な組合活動に対する不当弾圧」「えん罪」などと主張し、組合員を大量動員し、国会議員や他の労働組合に働き掛けるなどして運動を行っています。

しかし、この事件は、「平和共存否定」と称して、都合の悪い者や他労組の組合員を徹底的に差別する、彼らの異常な方針に起因する悪質な犯罪行為であることは明らかです。JR総連・JR東労組は、自らの組合員に対し、他労組組合員とのレクや結婚式への参加などの私的な付き合いを禁止、方針に従わない組合員を「組織破壊者」と規定して、組織的な糾弾、脅迫行為を行ってきました。まさに、恐怖政治で組織の求心力を維持しようとするのです。JR東日本では、JR東労組の組合員が、私たちJR連合の組合員と交遊したことなどを理由に、このような集団的追及やいじめを受け、退職や転勤に追い込まれる不幸な事件が多数発生してきました。その典型例が、JR浦和電車区事件なのです。



日経新聞 (2007年7月17日夕刊)

また、政府・警察は、加害者7名の中に「革マル派活動家とみられる者がいる」とも答弁しており、事件発生には、革マル派の浸透が影響している懸念も浮かび上がっています。

安全・安心のJRをつくろう! JR連合「民主化闘争」をご支援ください!

浦和電車区事件は、JR総連・JR東労組による暴力的運動の氷山の一角であり、同様の事件は他にも多数発生しています。会社の“事なかれ”的な姿勢に失望し、自ら退職したり、泣き寝入りしている組合員も少なくありません。また、JR総連加盟組合が多数派を占めるJR北海道・JR貨物でも、同様の事態が懸念されます。

JR総連・JR東労組のこのような組織方針と運動が続く限り、安全で安心なJR東日本を創ることはできません。JR連合は、秩序ある職場を築くとともに、社員がお互いを信頼して、安心して働ける職場づくりをめざし、JR東日本の「民主化」にむけて取り組んでいます。皆様のご理解、ご支援をよろしくお願いいたします。



職場で起きたJR総連・JR東労組による脅迫・強要行為の実態!

他労組組合員とキャンプに行っただけで、退職に追い込まれる「浦和電車区事件」とは

京浜東北線を担当する浦和電車区の運転士Yさん（当時・JR東労組所属）は、JR連合の組合員とキャンプに一緒に行ったことをJR東労組から問題視され、「組織破壊者」と規定されて、2001年初より、出勤する度に職場でJR東労組の役員らから、集団で繰り返し執拗かつ陰湿な糾弾、恫喝を受けました。そして、2001年2月にJR東労組を脱退させられ、さらに、7月には本人の意に反して会社退職に追い込まれてしまいました。

繰り返しの追及集会！疲労困ぱいで京浜東北線を運転させられる

例えば、2001年1月には、勤務の間を縫って、3日間で午前・午後合わせて6回、2月には4日間で同様に7回にわたって、Yさんを糾弾する職場集会が開かれました。職場内で行われた集会には、毎回15～30人のJR東労組の組合員が参加し、Yさんに「裏切り者!」「バカ野郎!」「人間じゃねえ!」など、それぞれ1時間半にわたって、あらん限りの下品な罵声を浴びせ続けました。Yさんは屈辱的にも、1月の集会では毎回繰り返し謝罪させられ、2月の集会では、同じく組合の脱退を表明させられました。

もちろんYさんはこのような糾弾集会に出席したいはずありませんでしたが、欠席すればもっとひどい仕打ちにあうと思ひ、仕方なく参加していたのです。Yさんは、このような追及集会への出席を強要され、勤務中は、心身ともに疲労困ぱいの状態で、何千人ものお客様が乗車する京浜東北線の列車を連日運転していました。Yさんは「いつ事故を起こしてもおかしくない状態だった」述懐しています。

被告全員に有罪判決下る！JR東日本は全員を解雇！

Yさんの告訴により、2002年11月、警視庁公安部はJR東労組の役員ら7名を「強要罪」の容疑で逮捕しました。そして東京地裁は2007年7月、被告全員に懲役2年～1年の有罪判決を下しました。判決理由で裁判所は、「被害者は、被告人らから多数回にわたり、脅迫行為を受けたことにより、組



マンガは「奪われたハンドル・JR東日本・浦和電車区の実状・JR連合発行」より

合脱退を余儀なくされ、また、組合脱退後も、被告人O及び被告人Yらから脅迫行為を受けたことなどから、精神的に疲弊し、ついには会社退職せざるを得なくなったものであって、本件犯行の結果は重大である。にもかかわらず、被告人らは、被害者に対して、これまで慰謝の措置等を講じるどころか、嘘つき呼ばわりさえしているから、被害者の処罰感情が厳しいのも当然である。被告人らは、当公判廷において、本件犯行につき、不自然・不合理な弁解を繰り返しており、反省の情は全く認められない」と判断し、被告らの犯行を厳しく指弾しました。この判決を受けて、JR東日本は8月に被告6名（1名は別件で退職）全員を「職場秩序を著しく乱し、また、会社の信用を著しく失墜せしめたものであり、社員として極めて不都合であるため」との事由で懲戒解雇しました。



控訴審でも棄却！JR総連・JR東労組は「えん罪」と強弁し各界に働き掛け！

被告らは控訴しましたが、2009年6月5日、東京高裁はこれを棄却し、原判決を支持する有罪判決が再び言い渡されました。被告側の「組合員を説得するための正当な組合活動」などとの主張に対し、判決は「脱退させるために脅迫行為という犯罪行為に及ぶ事態になれば、統制権の行使としても明らかに行き過ぎであり、到底許容されない」「いかに組合活動とはいえ、本件のような強度の脅迫による強要行為が正当化されることはあり得ない」と断罪しています。

この浦和電車区事件に対して、JR総連・JR東労組は、「正当な組合活動に対する不当弾圧」「えん罪」などと主張し、加害者である被告らを「美世志会」と称して英雄視して、全員を組合費で雇用したうえ、懲戒解雇処分をめぐって民事裁判を起こしJR東日本と全面的に争うなどしています。

JR総連・JR東労組は、上告審を開かせ無罪を勝ち取るための運動の一環として、大規模な集会を開催したり、労働界や国会議員などへの要請行動を展開しています。しかし、悪質な犯罪行為の事実関係は明らかです。救済すべきは言うまでもなく被害者のYさんであり、決して加害者ではありません。

人間の尊厳を否定する行為は正当な組合活動ではありません！

一方、JR東労組役員らによる脅迫行為で退職に追いやられたYさんは、加害者の一審有罪判決を受けて、JR連合の支援によって会社復職を目指すことを決意し、2007年12月、JR東日本を相手に地位確認を求める民事訴訟を東京地裁に起こしました。JR東日本も、Yさんの退職が強要によるものであることを事実上認め、裁判は大詰めを迎えています。

私たちは、事件の被害者であるYさんを一日も早く救済するとともに、安心して働ける明るいJR東日本の職場を築くことが急務であると考えています。

労働組合の任務は、働く者の助け合いを通じて幸せを築くことにあります。また、私たちJR労働者にとって、安全の確立が最重要課題であることは言うまでもありません。その労働組合において、組合員を集団でいじめて退職や転勤に追い込むという、人間の尊厳を否定し、職場の信頼や安全を破壊する運動が許されてよいはずはありません。

安全で明るいJRの職場づくりへ、皆様のご支援・ご協力をよろしくお願いします。

詳細はJR連合ホームページをご覧ください!
<http://homepage1.nifty.com/JR-RENGO/>